

(令和3年 5月28日策定)

(令和3年10月27日改定)

(令和5年 7月26日改定)

## **西宮市議会BCP(業務継続計画)―感染症版―**

令和3年5月

西宮市議会

# 西宮市議会BCP(業務継続計画)－感染症版－

令和元年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、その後世界中に感染が拡大し、西宮市では令和3年5月末時点でも多くの感染者が発生している。西宮市議会（以下「議会」という。）では、平成30年6月に策定した「西宮市議会BCP（業務継続計画）」を発動し、約3か月間、西宮市議会災害対策支援本部を設置し対応を行ったが、感染症が議会運営に及ぼす影響や市民等への影響及び必要な支援など、大規模地震等による災害との相違点が多かったことを踏まえ、感染症に対応するための「西宮市議会BCP（業務継続計画）－感染症版－」（以下「BCP」という。）をこのたび策定するものである。

なお、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に5類感染症に移行されたが、新たな感染症が発生した場合にも適切に対応できるよう、本BCPは必要に応じて適宜見直すものである。

## 1 目的

本市において感染症による危機事案（以下「感染症」という。）が発生したときには、議会は市当局と連携し、感染症対策活動を支援しなければならない。また、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として迅速な意思決定と多様な住民ニーズを反映し、議員自らの迅速かつ適切な対応を図らなければならない。

このBCPでは、そのために必要となる執行体制と資源の確保及び議員の行動基準などを定める。

## 2 議会の役割

議会は、感染症が発生した場合、議会機能の維持・継続を図り、感染症から市民の生命・健康・暮らしを守り、市民等に必要な支援が行われるよう、必要な議案を速やかに審議する。

また、議会は、感染症対策活動が迅速かつ的確に行われるよう、地域の情報や市民等からの情報を市が設置する感染症対策本部（以下「市対策本部」という。）に提供するとともに、市民からの意見・要望等を踏まえ、調整を行い、市対策本部に対して提案、提言、要望等を行う。また、必要があるときは市対策本部と連携・協力し、国及び兵庫県等に対して要望等を行う。

## 3 感染症対応組織

議会における感染症の対応協議は、次の組織で行う。

### (1) 議会運営委員会

感染症による議事・議決機能への影響が少なく、議会運営委員会の開催に支障をきたしていない場合は、原則、感染症対応にかかる包括的な協議は、議会運営委員会で行う。また、議会運営委員会で協議する場合は、次の事項に留意するものとする。

- ア 議会運営委員会を機動的に開催できるよう、委員は、緊急の招集にも速やかに応じることができる体制の確保に努める。
- イ 感染症の発生初期においては、市当局の対応状況に鑑み、市当局が初期の感染症対応に専念できるよう配慮する。
- ウ 議会運営委員会で協議を行うほか、常任委員会において所管事務調査を行う必要があるときは、常任委員会委員長は市当局と協議の上、常任委員会を開催するものとする。

## (2) 市議会災害対策支援本部

議長は、次に掲げる事由により必要があると認めるときは、副議長及び議会運営委員会の正副委員長と協議の上、市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。ただし、正副議長ともに事故があるときは、議会運営委員会の委員長又は副委員長が本部を設置することができる。

- ア 議員又は議会事務局職員に感染者等（感染が疑われる者を含む。）が発生するなど、議会運営委員会の開催に支障をきたしている場合
- イ その他、議長が特に必要があると認めた場合

## (3) 本部役員会議

前号により本部を設置した場合、本部長は本部役員会議（以下「役員会議」という。）を招集し、災害対応にかかる包括的な協議（議会運営に関する事項の決定を含む。）を行うことができる。

## (4) 常任委員会

本部の設置期間中、役員会議で行う協議のほか、常任委員会で所管事務調査を行う必要があるときは、常任委員会委員長は本部長と協議の上、役員会議で取り扱いを協議する。

## (5) 本部の解散

第2号ア及びイに掲げる事由が概ね解消された場合は、本部長は速やかに役員会議又は議会運営委員会に本部の解散を諮問し、第1号の協議体制に移行することとする。また、本部の解散は、本部役員又は議会運営委員による発議も可能とする。

# 4 本部

## (1) 本部の設置目的

本部の設置目的は、次に掲げるとおりとする。

- ア 議決機能等の保全  
感染症により本会議及び委員会の開催に支障をきたしている場合は、議決機能等を速やかに回復するため、本部において必要な対応及び代替措置等を検討する。
- イ 情報の一元化  
感染症の状況及び市の対応状況等について、本部で情報を集約・一元化し、各本部員に情報を共有することにより、市民に適切な情報を発信する。

## ウ 議会及び議員の役割の統制

議会及び議員が果たすべき役割を本部で共有することにより、感染症の状況に応じた対応・支援が行えるよう議員を統制する。

## (2) 本部の組織

本部の組織は、次に掲げるとおりとする。

- ア 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。
- イ 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- ウ 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、議長に事故あるときは、本部長の職に就く。この場合、本部長となる副議長は、副本部長を指名することができる。
- エ 議長及び副議長ともに事故あるときは、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、健康福祉常任委員会委員長の順に本部長の職に就く。この場合、本部長となる議員は、副本部長を指名することができる。
- オ 本部役員は、議会運営委員会委員長、同副委員長及び各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。
- カ 本部役員は、市対策本部からの情報を会派の本部員に伝達する。また、無所属議員のうち年長議員は、無所属議員間の連絡役を務める。
- キ 無所属議員が2人以下である場合を除き、本部の設置に関し、無所属議員の総意によって代表者を決定し、本部長（本部の設置前は議長）に届け出た場合は、その代表者を本部役員に加える。この場合において、本部役員となった無所属議員は、カの規定にかかわらず、他の無所属議員に対して本部における情報伝達及び意見の取りまとめを行うものとする。
- ク 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除くすべての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。
- ケ その他、必要な事項は、本部長が別に定める。

## (3) 本部の事務

本部の事務は、次に掲げるとおりとする。

- ア 本部長は、本部を設置したときは、速やかに全議員及び市対策本部にその旨を周知する。
- イ 本部は、議員及び議会事務局職員の感染状況を把握する。
- ウ 本部は、議会機能の早期回復のため、役員会議において必要な協議を行う。
- エ 本部は、市対策本部から感染症対応の報告を受け、本部役員及び本部員に情報提供を行う。また、本部長が必要と認める場合は、役員会議に市当局の出席を求めることができる。
- オ 本部は、本部役員又は本部員から感染症に関する情報提供があった場合、必要に応じてその情報を市対策本部に提供する。
- カ 本部は、市対策本部から本部としての判断を求められた場合、役員会議において対応を協議する。
- キ 本部は、必要に応じて国及び兵庫県等への要望を行う。
- ク 本部長は、必要があるときは、副本部長及び本部役員との協議により本部員の参集を求める

ことができる。

ケ その他、本部長が必要と認める事務を行う。

#### (4) 役員会議の事務

ア 役員会議は、本部長が招集する。

イ 役員会議は、本部長、副本部長及び本部役員で構成する。ただし、市対策本部から感染症にかかる対応等の報告を受けるに際し、本部長が必要と認めるときは、常任委員会の委員長等に出席を求めることができる。

ウ 役員会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を取り扱う必要があるとき（議員、議会事務局職員が感染した場合）又は市当局が出席するときは、役員会議を非公開とするものとする。

エ 役員会議の資料及び会議録は、議会資料閲覧システムに登録し、本部員に情報共有する。

#### (5) 本部員の役割

ア 本部員は、議会資料閲覧システム及びメール等で報告・共有される感染症対応の情報を常に注視し、情報の把握に努める。

イ 本部員は、感染予防対策及び感染症対応の情報について、市民への広報・伝達に努める。

ウ 本部員は、役員会議から得た情報をSNS等で広く発信する場合は、その情報が公開可能なものであるかを、本部役員を通じて役員会議の場で確認してから行う。

エ 本部員は、自身が知り得た情報を発信する場合は、政府広報及び市対策本部が発出する情報との精査を行い、混乱が生じないよう慎重に取り扱う。

#### (6) 市対策本部との関係

ア 本部の設置期間中は、市の災害対策活動に関する市対策本部への要請及び提言並びに問い合わせは本部を通じて行うものとし、本部役員及び本部員は、市対策本部に直接連絡しないものとする。

イ 本部長は、市長と緊密に連携協議を行うものとし、本会議・委員会の早期開催に努める。

### 5 議会及び議員の対応

#### (1) 議会行動マニュアル（感染症版）

本BCPを適用する感染症が発生した際には、議会、議員及び議会事務局は、別に作成する「議会行動マニュアル（感染症版）」に基づいて、適切に対応するものとする。

#### (2) 感染予防対策

ア 議員は、公的機関等が推奨する感染予防対策を率先実施して、市民の模範となる行動に努める。（例：マスクの着用、手洗い、3密（密閉・密集・密接）の回避、換気など）

イ 議員は、日頃の体温管理を十分に行い、発熱症状（37.5度を基準とする。）がある場合は、登庁を自粛するものとする。

#### (3) PCR検査等を受検する場合の報告

- ア 議員が、PCR検査等を受検する場合は、速やかに議長に報告するものとする。
  - イ PCR検査等を受検する議員（以下「受検議員」という。）及び受検議員へのヒアリング調査によって濃厚接触者候補となった議員は、受検議員の検査結果が判明するまでの間、登庁及び外出を控えるものとする。
  - ウ 受検議員は、PCR検査等の結果が判明した場合は、直ちに議長に報告するものとする。
- ※新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に5類感染症に移行されたことに伴い、PCR検査等を受検する場合の報告等を実施しないこととなりました。（令和5年5月9日各派世話人会確認）

#### **(4) 議員が濃厚接触者となった場合の対応**

- ア 議員が濃厚接触者となった場合は、直ちに議長に報告するものとする。
  - イ 濃厚接触者となった議員は、PCR検査等の結果が陰性であった場合も、保健所が指定する期間自宅待機を行う。
  - ウ 上記の自宅待機期間中、議員及び同居の家族の健康状態について、定期的に議会事務局に報告するものとする。
- ※新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日以降は5類感染症に移行されたことに伴い、濃厚接触者として特定されることはなくなり、外出自粛を求められることはなくなりました。

## **6 議会事務局の対応**

議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- ア 議会事務局の職員は、別に作成する「議会行動マニュアル（感染症版）」、市対策本部からの指示・通達、職員の行動要領等に基づき、感染予防と業務継続に努める。
- イ 議会事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部への情報提供を行う。
- ウ 議会事務局の職員は、本部及び市対策本部の業務に従事する。

## **7 業務継続マネジメントの推進**

本BCPについては、想定すべき感染症や感染症対策に係る法令等の改正などに対応するため、次に掲げる内容について検討するほか、適宜必要な見直しを行い、感染拡大防止と議会機能の維持・継続に努める。

- ア 国・県・市の感染症対策に関する情報及び感染状況の変化に応じた議会運営
- イ 感染症が発生した際に、議会が最低限機能するための備蓄物品等についての準備
- ウ 訓練・研修などの実施により得られた情報や課題等の反映